

「HIV曝露(針刺し)後の予防内服マニュアル」

H I V曝露発生時の予防内服フローチャートを参照してください。

(1) 曝露発生

曝露とは、針刺しや鋭利な医療器具による切創等、皮内へのH I V汚染血液の曝露及び粘膜や傷のある皮膚への血液等感染性体液の曝露をさす。

(2) 応急処置

曝露が発生した場合は、血液又は体液に曝露された創部又は皮膚を流水と石けんによって十分に洗浄する。粘膜への曝露の場合は流水によって十分に洗浄する。

(3) 医師に報告

曝露当事者は、曝露の発生時刻・状況・程度・曝露の原因となった患者の感染情報を、直ちに院内の医師に報告する。

(4) 「H I V陽性」及び「陽性が強く疑われる場合」

陽性が強く疑われる場合とは、H I V抗体検査の結果は不明だが、ニューモシスチス(カリニ)肺炎・クリプトコッカス髄膜炎等の症状があり、H I V陽性であることが推定できる場合をさす。

(5) 妊娠の有無確認

妊娠の有無を確認する。可能な場合は妊娠反応検査を実施する。

(6) インフォームド・コンセント

医師は、曝露の状況を確認し、「曝露(針刺し)に対する抗H I Vウイルス薬予防内服の基準表」に基づき感染リスクが高いと判断した場合は、「内服のための説明書」^(※)等により、予防内服の意義及び注意点について説明する。曝露当事者は、予防内服の利益と不利益を考慮して、内服を開始するかどうか自己決定する。その際、医師は曝露当事者のプライバシーの保護について十分に留意する必要がある。

なお、院内での感染報告経路については、①内服開始の迅速性、②プライバシーの保護を考慮し、可能な範囲で短縮すべきである。

(※) 「内服のための説明書」には代表的な副作用などの使用上の注意のみを記載している。詳細は添付文書を参照する。

予防薬提供希望医療機関での対応

(1) 同意書・依頼書・受領書の作成

曝露当事者が予防内服を希望する場合は、医師の説明を受けた上で「内服のための説明書」を読み、「H I V感染予防薬内服同意書」(様式3)及び「H I V感染予防薬受領書」(様式4)を記載し、署名する。署名は必ず曝露当事者自身が記載する。

医師は、「依頼書」(様式2)を記載し、署名する。

(2) 予防薬配置医療機関へ電話連絡

予防薬を依頼する場合は、「H I V感染予防薬提供窓口連絡先リスト」に基づき、事前に予防薬配置医療機関の担当者(窓口)に電話連絡する。

(3) 予防薬配置医療機関に行き予防薬を受領・内服

曝露当事者は、曝露後、できるだけ早く内服を開始するため、速やかに予防薬配置医療機関に行き、「依頼書」(様式2)、「H I V感染予防薬内服同意書」(様式3)お

よび「H I V感染予防薬受領書」（様式4）を提出して、予防薬及び「H I V感染予防薬受領書」の写し（コピー）の提供を受ける。受領後は、直ちに第1回目の内服をする。

(4)その他

原因となった患者のH I V抗体検査が未実施の場合は、必ず患者の同意を得た上で、H I V抗体検査（迅速検査など）を実施する。なお、予防薬の提供を受けた者で、原因となった患者のH I V抗体検査の結果が陰性となった者は、服薬継続は不要であるため、残薬については適切に廃棄する。

また、HBV、HCV 及び梅毒の検査・治療等については、予防薬提供希望医療機関で実施する。

予防薬配置医療機関での対応

(1) 事前準備

電話で緊急の予防内服の依頼を受けた予防薬配置医療機関は、曝露後できるだけ早く1回目の内服が可能となるよう、直ちに予防薬の準備をする。

(2) 予防薬提供

予防薬配置医療機関の担当者は、「依頼書」（様式2）、「H I V感染予防薬内服同意書」（様式3）および「H I V感染予防薬受領書」（様式4）を受け取り確認の上、専門医を受診できるまでに必要な最小限の予防薬（原則、平日1日分、土日祝日及びその前日は平日受診ができるまでの日数分とする。）及び「H I V感染予防薬受領書」の写し（コピー）を提供する。

(3) 予防薬等の管理

予防薬配置医療機関は「H I V感染予防薬使用管理簿」（様式5）を作成し、予防薬を適切に管理する。予防薬の使用または提供を行った場合は、曝露当事者から提出された「依頼書」（様式2）、「H I V感染予防薬内服同意書」（様式3）及び「H I V感染予防薬受領書」（様式4）を保管するとともに「H I V感染予防薬払出報告書」（様式6）を用いて速やかに県健康課まで報告する。

エイズ治療拠点病院 専門医の受診

曝露後緊急に予防内服をした曝露当事者で、原因となった患者のH I V抗体検査の結果が陰性となった者以外は、曝露後速やかに専門医を受診して内服継続の可否について相談の上決定し、併せて、H I V抗体検査を受検する。なお、受診する際は、予防薬配置医療機関に提出した「H I V感染予防薬受領書」の写し（コピー）を提示する。

専門医は、必要な期間（6週後、3ヶ月、6ヶ月後）感染の有無についてH I V抗体検査で評価する。

- (1) 医療機関内における医療従事者等の感染予防対策は、各医療機関の責任において実施されるべきものである。したがって、曝露後、エイズ治療拠点病院を緊急受診し、血液検査を実施した場合の費用等については、自費扱いとし、エイズ治療拠点病院の請求に基づき、曝露当事者の属する医療機関が支払うものとする。

- (2) 予防薬の内服については、健康保険の給付の対象ではないが、感染の危険に対し有効であると認められる場合は労災保険の給付対象となる。（平成22年9月9日付け基発0909第1号厚生労働省労働基準局長通知「労災保険におけるH I V感染症の取扱いについて」）

すべての医療機関においては、H I Vを含めた院内感染防止対策が求められており、このマニュアルが院内感染対策に替わるものではない。すでに準備されている院内マニュアルがある場合においては、本マニュアルの主旨を踏まえ、必要に応じて院内マニュアルを改正した上で、それに基づき対応して差し支えない。

医療機関においては、院内感染予防対策のH I V感染予防として抗H I V薬を常備しておくことが望ましく、この指針の対応によって、抗H I V薬を常備しないことを勧めるものではない。